

業績

業績

業績のご報告《主な経営指標の推移》

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	39,812百万円	38,724百万円	37,802百万円	39,171百万円	37,566百万円
うち信託報酬	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	—百万円
経常利益	1,384百万円	5,915百万円	5,795百万円	5,297百万円	4,563百万円
当期純利益	3,347百万円	4,493百万円	4,203百万円	2,334百万円	2,474百万円
資本金	54,127百万円	54,127百万円	54,127百万円	54,127百万円	54,127百万円
発行済株式総数	普通株 39,308千株 優先株 1,200千株	普通株 39,308千株 優先株 1,200千株	普通株 39,308千株	普通株 39,308千株	普通株 38,808千株
純資産額	78,562百万円	85,427百万円	82,119百万円	84,792百万円	86,314百万円
総資産額	1,538,924百万円	1,644,896百万円	1,767,318百万円	1,878,682百万円	1,915,060百万円
預金残高	1,420,442百万円	1,524,160百万円	1,640,759百万円	1,758,995百万円	1,797,873百万円
貸出金残高	1,183,386百万円	1,209,574百万円	1,210,680百万円	1,216,638百万円	1,241,632百万円
有価証券残高	242,526百万円	284,550百万円	365,488百万円	466,216百万円	456,127百万円
1株当たり純資産額	1,845.73円	2,020.72円	2,091.69円	2,187.01円	2,252.51円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	普通株式 8.00円 (—) 第1種優先株式 75.00円 (—)	普通株式 8.00円 (—) 第1種優先株式 75.00円 (—)	普通株式 30.00円 (8.00)	普通株式 30.00円 (15.00)	普通株式 30.00円 (15.00)
1株当たり当期純利益金額	82.94円	112.15円	107.06円	60.24円	64.54円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	73.23円	99.46円	103.27円	60.24円	64.51円
自己資本比率	5.1%	5.19%	4.64%	4.50%	4.50%
単体自己資本比率(国内基準)	9.66%	10.49%	9.92%	9.82%	9.68%
自己資本利益率	4.6%	5.79%	5.20%	2.79%	2.89%
株価収益率	9.81倍	9.38倍	8.87倍	18.67倍	21.19倍
配当性向	9.6%	7.13%	28.01%	49.77%	46.39%
従業員数 (ほか、平均臨時従業員数)	1,165人 (273人)	1,156人 (282人)	1,163人 (298人)	1,184人 (310人)	1,194人 (315人)
信託財産額	3百万円	1百万円	1百万円	—	—
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—

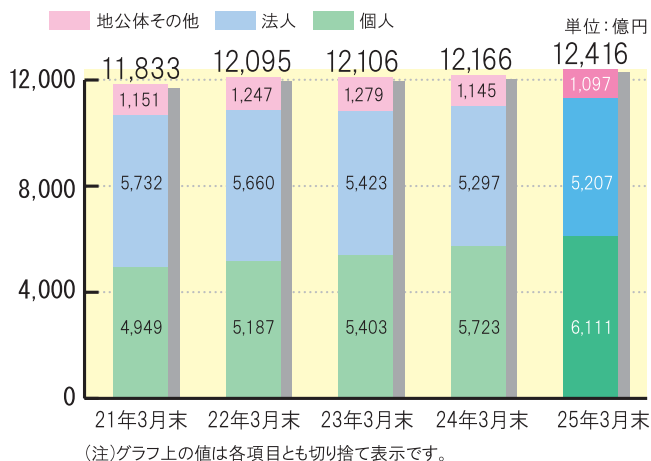
- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 第97期(平成25年3月)中間配当についての取締役会決議は平成24年11月12日に行いました。
 3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
 5. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用しております。
 6. 自己資本比率、自己資本利益率、配当性向について、従来は決算短信と平仄をとり、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示していましたが、平成22年3月から小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで表示してしております。

貸出金

総貸出金は2.1%増加

貸出金の期末残高は、法人向けや地方公共団体向けは減少しましたが、住宅ローンを中心とした個人向け貸出が引き続き好調に推移したことから、前期末比249億円増加の1兆2,416億円となりました。

貸出金の推移

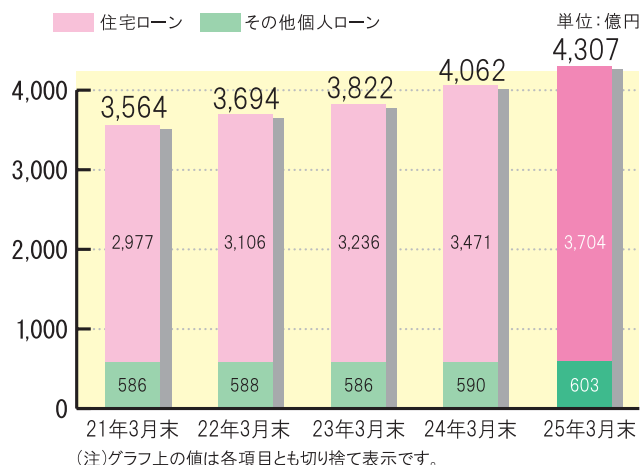


個人ローン

住宅ローンが総貸出金の伸びを牽引

個人ローンの期末残高は、住宅ローンやカードローンが好調に推移したことから、前期末比245億円増加の4,307億円となりました。

個人ローンの推移

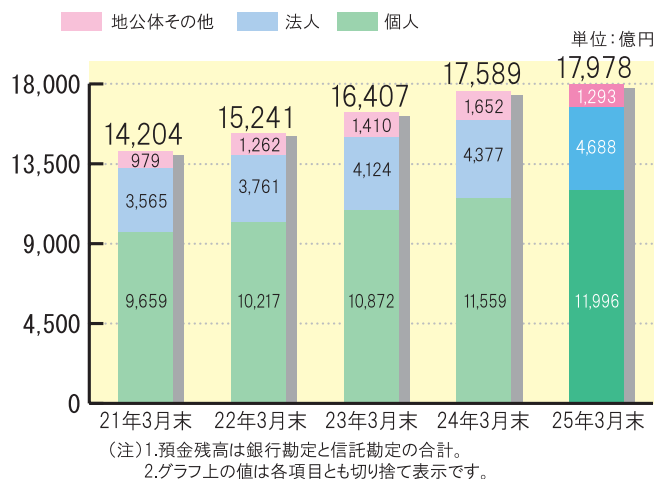


預金

預金残高は2.2%増加

預金の期末残高は、地方公共団体や金融預金は減少しましたが、個人預金、法人預金ともに引き続き好調に推移したことから、前期末比388億円増加の1兆7,978億円となりました。

預金の推移



業績

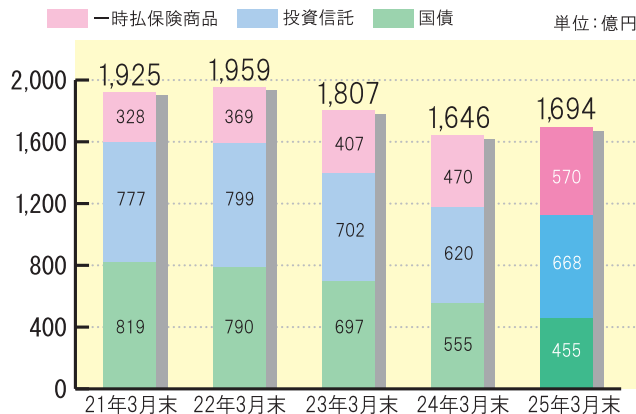
業績

預かり資産

投資信託や一時払保険商品が増加

預かり資産（一時払保険商品、投資信託、国債）の期末残高は、国債が償還増加により減少しましたが、投資信託や一時払保険商品が好調に推移したことから、前期末比47億円増加の1,694億円となりました。

預かり資産の推移



(注)1.一時払保険商品の残高は契約額の累計。
2.グラフ上の値は各項目とも切り捨て表示です。

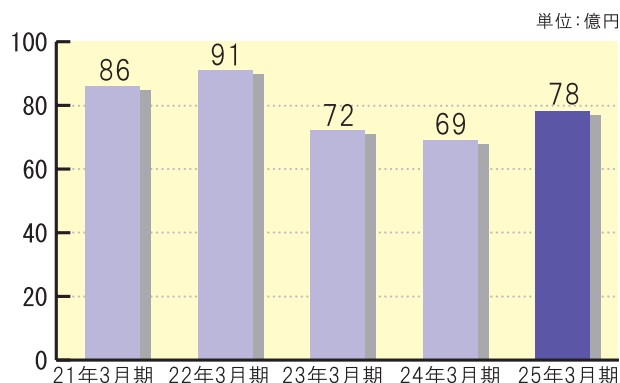
コア業務純益

預貸金収支の改善により増加

コア業務純益^(注)は、預金や貸出金、預かり資産販売などであげた利益(業務純益)から一時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務の収益力を表す指標で、事業会社の営業利益に相当する概念です。

今期のコア業務純益は、預金利回りの低下による預貸金収支の改善を主因に、前期比9億円増加の78億円となりました。

コア業務純益の推移



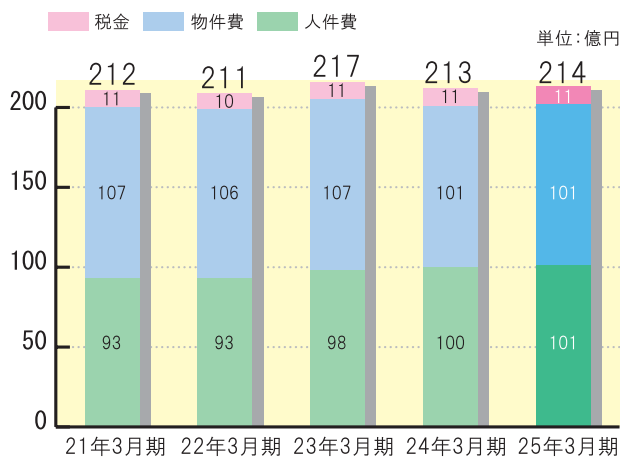
(注)1.「コア業務純益」=「業務純益(一般貸倒引当金繰入前)」-「国債等債券損益(5勘定戻)」
2.グラフ上の値は切り捨て表示です。

経費

ほぼ前期並み水準

経費はほぼ前期並み水準の214億円となりました。

経費の推移



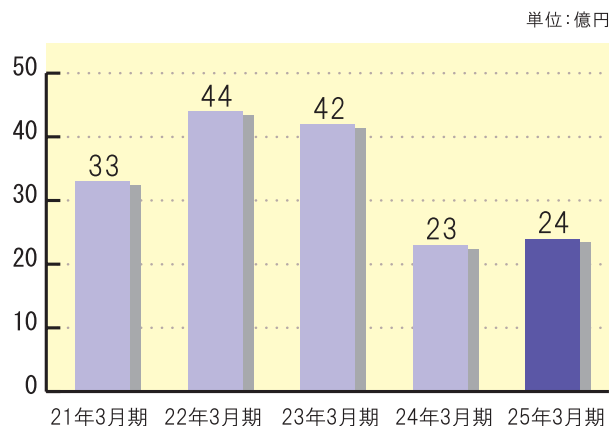
(注)グラフ上の値は各項目とも切り捨て表示です。

経常利益・当期純利益

ネット与信コストは前年の反動で増加したが最終増益を確保

経常利益は、コア業務純益が増加したものの、ネットの与信コストが増加したことから前期比7億円減少の45億円、当期純利益は、前期の法人税率引き下げによる一時的な影響の反動で法人税等調整額が減少したこと、前期比1億円増加の24億円となりました。

当期純利益の推移



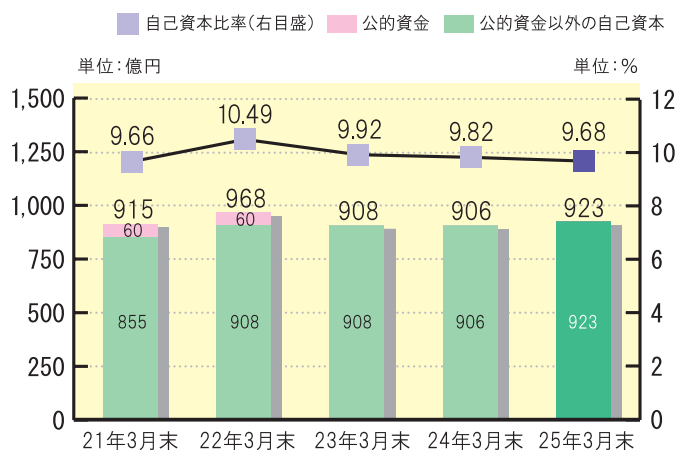
自己資本比率

十分な水準を維持

自己資本比率は、経営の安全性や健全性を図る指標の一つで、資本金等の自己資本が貸出金を中心とする資産規模に比べてどの程度充実しているかを表します。

当行の25年3月末の自己資本比率は、利益の積み上げによる自己資本の増加に比べて貸出金の増加等により分母であるリスクアセットの増加幅が大きかったことから、前期末比0.14ポイント低下の9.68%となりましたが、なお十分な水準を維持しています。

自己資本比率の推移



格付け

格付けは「A」(シングルAフラット)

長期発行体格付けは、発行体の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を比較できるように公正な第三者である格付機関が評価し、その結果を記号で表したものです。当行は日本格付研究所の格付け^(注)を取得しており、21ランク中上位から6番目となる「A」(シングルAフラット。債務履行の確実性は高い)の良好な評価を得ています。

(注)格付けは、「AAA」から「D」までの11段階です。「AA」から「B」までの格付けには、同一等級内での相対的評価として、(+)(-)の符号による区分があります。この符号も含めてランク付けした場合、格付けは21ランクに区分されます。

格付けの定義

格付記号	定義
AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA (+/-)	債務履行の確実性は非常に高い。
A (+/-)	債務履行の確実性は高い。
BBB (+/-)	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB (+/-)	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとはいえない。
B (+/-)	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
LD	一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っていることとJCRが判断している。
D	実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っているとJCRが判断している。

業績

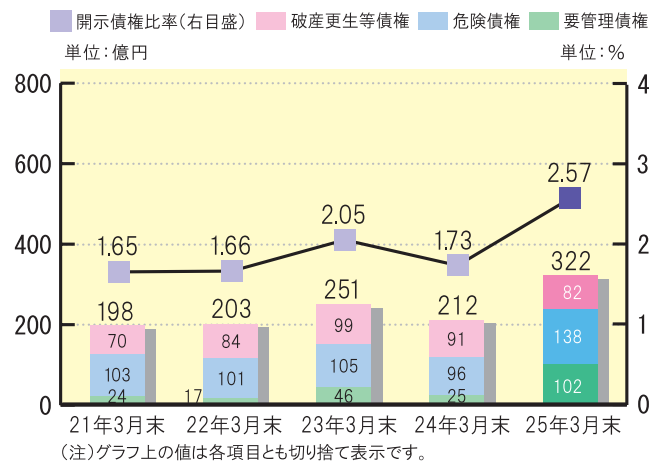
業績

開示債権

開示債権額・比率とも低水準を維持

金融再生法に基づく開示債権額は、前期末比110億円増加の322億円、開示債権比率は、前期末比0.84ポイント上昇の2.57%となりました。

金融再生法開示債権の推移



平成26年3月期業績予想

増益を予想

中期経営計画に掲げた諸施策の着実な実践により、経常利益、当期純利益ともに増益を予想しています。

平成26年3月期業績予想

	26年3月期予想	25年3月期実績	増減額
コア業務純益	77	78	-1
経常利益	50	45	+5
当期純利益	30	24	+6

資産の健全化

お取引先の経営改善支援、資産の健全化に積極的に取り組んでいます。

琉球銀行は、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んでおり、資産の健全性を示す開示債権比率は、平成24年度末にて2.57%と低水準を維持しています。

しかしながら、最近の経済環境を踏まえ、資産の健全性を確保しつつ、お取引先の事業活動の円滑な遂行ならびにこれを通じた雇用の安定にさらに積極的に取り組む必要があります。

例えば、自己査定債務者区分でいう破綻懸念先や要注意先のほとんどは事業を継続しており、業績の回復や延滞解消があれば正常先に戻る可能性が十分にあります。こうした経営改善に取り組んでいるお取引先のご要望に対して、経営改善に向けた助言、経営改善計画策定の支援などに積極的に取り組むことで、お取引先企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図っています。

平成24年度については、254先の経営改善支援に取り組み、うち16先で債務者区分の良化を図ることができました。

当行は、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後も、「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるとともに、お取引先の経営の改善、再生についての取り組みを強化し、県内中小企業の発展に寄与してまいります。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先 6億円	破産更生等債権 82億円	無担保部分の 100.00%	1億円	100.00%
実質破綻先 75億円				
破綻懸念先 138億円	危険債権 138億円	無担保部分の 49.75%	21億円	84.13%
要注意先	要管理債権 102億円	無担保部分の 17.22%	10億円	59.35%
その他要注意先 1,685億円	正常債権 12,185億円	債権額の0.44%	7億円	開示債権額 322億円 開示債権の保全率 80.90%
正常先 10,477億円		債権額の0.00%	0億円	
合計12,508億円	合計12,508億円	合計	42億円	

破綻懸念先以下
に対する保全率
90.04%

引当・保全率の考え方

■破綻先・実質破綻先の債権

担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

■破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

■要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を計上しています。

■保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

(注) 1.表上の値は各項目とも切り捨て表示です。
2.平成25年3月末現在。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

◎ 自己査定の破綻先・実質破綻先＝金融再生法の破産更生等債権

破産、清算、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権、およびそれと同等の状態にある債務者に対する債権です。

◎ 自己査定の破綻懸念先＝金融再生法の危険債権

現状では事業を継続しているが、実質的に債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。

◎ 自己査定の要管理先＞金融再生法の要管理債権

■自己査定の要管理先

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金のある債務者です。

■金融再生法の要管理債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金です。

自己査定における債務者区分は「債務者単位」、金融再生法に基づく開示債権額は「債権単位」です。例えば、一人の債務者に2件の貸出金があり、うち1件の貸出金が3カ月以上延滞している場合、自己査定では2件の貸出金合計額が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では要管理債権と正常債権(要管理債権以外の貸出金)にそれぞれ区分されます。

◎ 自己査定:その他要注意先(要管理債権のない要注意先)

貸出条件に問題のある債務者、貸出金等が3カ月未満延滞している債務者、財務内容に問題のある債務者などです。